

寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表第2(第2条、第3条関係)				別表第2(第2条、第3条関係)			
職員	勤務時間 及びその 割振り	休憩時間	週休日	職員	勤務時間 及びその 割振り	休憩時間	週休日
総務課に勤 務する職員 のうち自動 車運転業務 に従事する 再任用職員	(略)				(略)		
				自動 車運転業務 に従事する 再任用短時 間勤務職員			
(略)				(略)			
～略～				～略～			
				附 則			
				この訓令は、平成29年4月1日から施行す る。			